



日・スイス租税条約改正議定書



背景

- 現行の租税条約は1971年に発効し、2011年に一部改正。
- スイスは経済規模が大きく、2020年のGDPは世界第19位、一人当たりGDPは世界第2位。
- 近年、両国間で経済連携協定や社会保障協定が発効し、人的交流及び経済交流が一層促進される等、両国の経済関係が緊密化。

主な内容(現行条約の部分改正)

◆ 投資先の国(源泉地国)における課税の更なる減免等、二重課税の除去のための規定を拡充

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得)

恒久的施設(支店等)に帰属する事業利得の算定について、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用する規定を新設

(2) 配当・利子に対する源泉地国での課税を更に減免

	配当	利子	(参考)使用料
現行	免税(持分保有割合 50%以上・保有期間6か月以上) 5%(持分保有割合 10%以上・保有期間6か月以上) 10%(その他)	免税(政府受取、金融機関受取、年金基金受取等) 10%(その他)	免税
改正後	免税(持分保有割合 10%以上・保有期間 365 日以上) 10%(その他)	免税	免税

(3) 条約の適用に関し、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続を新設

◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

条約の特典の濫用を防止するための規定を国際標準に沿った内容(条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合について、条約の特典を認めない)に改正



- 人口:
約867万人(2020年)
- 一人当たりGDP:
87,366米ドル(2020年)
- 在留邦人:
11,627人(2020年)
- 進出日系企業:
196社(2020年)
- 進出分野:
卸売業等
(参考)

■ スイスは、G7諸国、中国、韓国、インド等約110か国・地域との間で租税条約が発効済み。

■ 2019年6月にマウラー大統領(当時)、10月にアムヘルト国防・市民防衛・スポーツ大臣、2021年7月にパルムラン大統領(当時)が訪日。2019年1月に安倍総理(当時)及び河野外務大臣(当時)が訪問。

■ 2021年7月に署名(於:ベルン)。

早期締結の必要性

- 日・スイス租税条約を早期に改正することにより、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、国際的な脱税・租税回避行為に適切に対処するための枠組みを構築する必要がある。